

農地法第 4 条の規定による一時転用許可申請添付書類

	必要添付書類	市	県	本人
1	農地法第 4 条の規定による一時転用許可申請書 ※申請書が 2 枚以上に分かれる場合は、1 つに綴じた上で、ページの間に割印すること。	○	○	○
2	確定測量図 ※申請地が「全面積の一部」の場合に必要。申請書と割印すること。	○	○	○
3	委任状 ※本人申請ではなく行政書士が申請する場合に必要。	写	○	写
4	住民票 ※全部事項証明書に記載されている住所と現在の住所が違う場合に必要。 (住所の異動の経緯がわかるものを添付すること)	写	○	写
5	全部事項証明書 (土地登記簿謄本) <法務局>	写	○	写
6	公 図 (字絵図) <法務局> ※隣地の現況地目を記入すること。	写	写	写
7	位置図 (1/10,000～1/50,000 程度) ※申請地が市のどこに位置するか分かる位置図。	○	○	○
8	現場案内図 (住宅地図の写し等) ※申請地を枠線で明記すること。	○	○	○
9	配置図 (縮尺 1/500～1/2,000 程度) 及び排水計画図 ※雨水、雑排水の排水計画及び隣地農地の用排水手当てを含め、図面に示すこと。 規模の妥当性を確認するため、建物・駐車場枠、土地境界までの寸法を図示すること。	○	○	○
10	平面図 (建物の間取等図面) ※建築物がある場合に必要。	○	○	○
11	誓約書 ※宛名は岐阜県知事とすること。	○	○	○
12	地区担当委員の調査依頼書 ※調査依頼書とは別に、「8 現場案内図」、「9 配置図及び排水計画図」を準備し、地区担当委員に渡すこと (担当地区委員が現場の調査を行う際に必要)。	○		
13	始末書又は農地性がなくなった経緯がわかる説明書 (様式は任意) ※申請地が既に農地以外の土地になっている場合に必要。	写	○	
14	理由書 (様式は任意) ※店舗、駐車場、資材置場の場合に必要 (なぜ申請地に必要なのか、駐車場台数の根拠等を明確に記載)	○	○	
15	土地改良の受理証明書 <土地改良事務局：分庁舎 4 階> (土地改良区で転用の申請をすることで発行される証明)	※転用する農地が木曽川右岸土地改良区の受益地である場合に必要。		
16	宅地建物取引免許の写し ※分譲住宅・宅地分譲の場合に必要。	写	写	
17	法人の登記事項証明書又は定款若しくは寄付行為の写し	※転用事業者が法人の場合に必要。 ※定款、寄付行為の写しは原本証明必要。 ※場合により議事録も必要。		
18	資金証明 (残高証明、融資証明、通帳等)	※原本が添付できない場合は原本証明が必要。		
19	仮換地証明	※土地改良・土地区画整理事業区域内で仮換地の場合に必要。		
20	農地復元に関する誓約書	宛名は「岐阜県知事」とすること。		
21	工事行程表	一時転用に関連する工事の行程表		

砂利採取事業の場合に必要な書類

必要添付書類	詳細	市	県	本人
農地の復元に関する土地所有者との契約書又は同意書の写し	砂利採取事業の場合に必要な	写	写	

営農型太陽光発電事業に必要な書類

必要添付書類	詳細	市	県	本人
営農型発電設備の設計図	パネル面積、発電出力の計算式を明記	○	○	○
下部の農地における営農計画書		写	○	写
下部農地における営農への見込み及びその根拠となる関連データ	知見を有する者の意見書、地域の平均的な単収が分る書類	○	○	
設備認定通知書又は事業計画認定通知	平成 29 年 4 月 1 日 (改正前 FIT 法の適用) 以前による設備認定に関しては経済産業省資源エネルギー庁からの通知 平成 29 年 4 月 1 日 (FIT 法の適用) 以降による事業計画認定通知	写	写	
電気事業者との接続同意を示す書類	連携承諾書、契約書等	写	写	

※その他事業内容により必要となる書類があります。

※転用申請される前に、転用計画が建築確認等の関連法令に適合することを確認してください。

※申請書類の受付の締切日は、毎月 17 日（休日の場合は翌開庁日）、許可予定日は翌月末（転用面積が 1,000 m²未満の場合）です（諸般の都合で締切日が変更されることがありますので、事前に農業委員会事務局へ締切日の確認をしてください）。

※総会開催日に申請書の不備や添付書類に不足がある場合は、その申請を総会に諮れないことがあります。

(連絡先)

氏 名

電 話

農地法第4条第1項の規定による許可申請書
(一 時 転 用)

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 氏名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

1. 申請者の住所等	住 所						
2. 許可を受けようとする土地の所在等	土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	耕作者の 氏 名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
			登記簿	現 況			その他の区域
	計 ㎡ (田 ㎡、畑 ㎡)						
3. 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用 途	事由の詳細				
	(2)事業の操業期間 又は施設の利用期間		年 月 日から 年間				

	(3) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要	工事計画	年 月 日から 第 1 期 着 工 年 月 日まで				第 2 期	合 計		
			名 称	棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)		棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
		土地造成								
		建 築 物								
		小 計								
		工 作 物								
		小 計								
		計								
4. 資金調達に ついての計画	①土地造成費 _____ 円 (_____ 円/㎡× _____ ㎡) ②建築費 _____ 円 (_____ 円/㎡× _____ ㎡) ③その他 (_____) _____ 円 (_____ 円/㎡× _____ ㎡) 合計 _____ 円 自己資金 _____ 円 借入金 _____ 円									
5. 転用するこ とによって生 ずる付近の土 地・作物・家 畜等の被害防 除施設の概要	・申請地周辺（東西南北）の地番、利用状況 ・隣地への土砂及び雨水流出の防止策 ・雨水、汚水の排水方法 ・周辺に被害を及ぼした場合の対応									
6. その他参 考となるべき 事項	・一体利用地（地番、地目、面積）の記入 ・他法令で関係している内容									

(記載要領)

- 1 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 3 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 4 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

誓 約 書

別記土地を転用することについて下記事項を守ることを約束します。

岐 阜 県 知 事 様

年 月 日

[転用事業者] 住 所

氏 名 印

記

1. 農地法により許可を受けた後は申請通りの目的に供すること。
2. 農業用の用排水及び道路に支障のないよう措置すること。
3. 用排水路、道路（私有地を含む）、河川敷等の法面を埋め立て又は占用するときは、別途 市長に国道、県道及び河川については、国道事務所及び県土木事務所に所定の手続をし、その承認を受けて施工すること。
4. 用排水路、道路の変更、移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得るとともに市長に届出し所定の手続を了した上施工すること。
5. 付近の土地、作物及び家畜等に被害を及ぼす恐れのあるときには、それに対する防除施設を施すこと。
6. 転用地に工場、畜舎等を設置するときは、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止施設を施すこと。
(別途、市県等に届出、協議等を必要とする施設についてはそれを了すること。)
7. 付近の土地、道路及び水路について、埋立の際及び転用後において土砂の流失、湧水、たい積、崩壊又はこの転用により施設等から生ずるガス、ばい煙、粉塵、廃油、汚水等の流排水及び騒音、悪臭、その他これに類すること等により被害を与えたときは、それに対する損害を補償すること。
8. 建築基準法に定める基準までに道路を拡幅されても支障のないように転用して道路拡幅の際にはその事業に協力すること。
9. 転用事業者は、転用計画が建築基準法等関連法令に適合することを申請前に確認をすること。
10. その他特約事項
 - ①農地転用許可後に事業計画を変更し転用事業を行うこととなったときは、事業計画変更申請書（誓約書等関係書類添付）を農業委員会経由許可権者に提出すること。
 - ②転用事業完了後において許可にかかる土地を止むを得ず他に譲渡するときは、譲渡人の責任において新たに取得する者にこの誓約事項を確実に引き継ぐこと。

土 地 の 表 示

美濃加茂市

地目

m²

調查依頼書

美濃加茂市農業委員会宛

1. 申 請 目 的 農地法第 4 条による許可申請
(その他)
2. 転 用 目 的 一般個人住宅 その他 ()
3. 申 請 当 事 者
住 所
氏 名

4. 土地の表示

所在地			地番	現況地目	面積 m ²	備考
町	丁目	字				

上記確認いたしました。

年 月 日

地区担当委員

農地復元誓約書

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

[転用事業者] 住 所

氏 名 印

下記の農地について、一時転用許可期間内に農地として使用できるように復元することを誓約いたします。

一時転用期間 許可日から 年 月 日まで

土 地 の 表 示

所 在			地 番	地 目	面 積		備 考
町	丁 目	字			m ²		